

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令案新旧対照表

○ 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第二章・第三章（略）</p> <p>第三章 地上基幹放送局（移動受信地上基幹放送を行うものを除く。）を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送（第十八条―第二十四条）</p> <p>第四章 地上基幹放送局（移動受信地上基幹放送を行うものに限る。）を用いて行うテレビジョン放送及びマルチメディア放送</p> <p>第一節 九九MHzを超え一〇八MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送のうちセグメント連結伝送方式によるもの（第二十四条の二―第二十四条の七）</p> <p>第二節 二〇七・五MHz以上三三三MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うテレビジョン放送及びマルチメディア放送のうちセグメント連結伝送方式によるもの（第二十五条―第三十二条）</p> <p>第三節 二〇七・五MHz以上三三三MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うテレビジョン放送及びマルチメディア放送のうち選択帯域伝送方式によるもの（第三十二条―第四十八条）</p> <p>第五章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条～第八条（略）</p> <p>第二章 地上基幹放送局を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送</p>	<p>目次</p> <p>第二章・第三章（略）</p> <p>第三章 地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送（第十八条―第二十四条）</p> <p>第四章 地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送（第二十五条―第四十八条）</p> <p>第一節 二〇七・五MHz以上三三三MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送のうちセグメント連結伝送方式によるもの（第二十五条―第三十二条）</p> <p>第二節 二〇七・五MHz以上三三三MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送のうち選択帯域伝送方式によるもの（第三十二条―第四十八条）</p> <p>第五章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条～第八条（略）</p> <p>第二章 地上基幹放送局を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送</p>

(適用の範囲)

第九条 この章の規定は、地上基幹放送局（地上基幹放送試験局及び地上基幹放送を行うための実用化試験局を含む。以下同じ。）を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送（第四章に定める放送を除く。）に適用があるものとする。

第十条～第十七条 （略）

第三章 地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送

第十八条 この章の規定は、地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。以下この章において同じ。）を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送に適用があるものとする。

第十九条～第二十四条 （略）

第四章 地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものに限る。）を用いて行うテレビジョン放送及びマルチメディア放送

第一節 九九MHzを超え一〇八MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送のうちセグメント連結伝送方式によるもの

(適用の範囲)

第二十四条の二 この節の規定は、九九MHzを超え一〇八MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うもの

(適用の範囲)

第九条 この章の規定は、地上基幹放送局（地上基幹放送試験局及び地上基幹放送を行うための実用化試験局を含む。以下同じ。）を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送に適用があるものとする。

第十条～第十七条 （略）

第三章 地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送

第十八条 この章の規定は、地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送に適用があるものとする。

第十九条～第二十四条 （略）

第四章 地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送

に限る。)を用いて行うマルチメディア放送のうちセグメント連結伝送方式によるものに適用があるものとする。

(多重化)

第二十四条の三 符号化信号は、第三条第一項に規定されるもののほか、次に掲げる伝送方法によるものとする。

- 一 パケットにより多重すること。
 - 二 任意の長さでグループ化し、その構成は、別表第二十二号に示す「Pパケット又はIPパケットを圧縮したもの(以下「IPパケット等」という。)によること。
 - 三 IPパケット等による情報は、別表第二十三号に示すULEパケットにより伝送すること。
 - 四 ULEパケットによる情報は、TSパケットにより伝送すること。
- 2 TSパケットにより伝送される符号化信号の伝送制御は、第三条第二項に規定する伝送制御信号のほか、AMT(放送番組番号を識別するサブス識別子及びIPパケット等を関連付ける伝送制御信号をいう。以下この条において同じ。)により行うものとする。
- 3 AMTの構成は、セクション形式によるものとする。
- 4 IPパケット及びULEパケットの送出手順並びにAMTの構成については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

(伝送主シンボル)

第二十四条の四 伝送主シンボルは、階層（第十二条に規定する階層をいう。以下この条において同じ。）ごとに分割された伝送主信号について、それぞれ四相位相変調又は十六値直交振幅変調のためのキャリア変調マッピングを行って生成されたシンボルとし、階層合成、時間インターリーブ及び周波数インターリーブによりデータセグメントを構成するものとする。

（映像信号の符号化）

第二十四条の五 映像信号のうちPESパケットによるものの符号化は、画面内予測符号化方式、動き補償予測符号化方式、整数変換方式及びエントロピー符号化方式を組み合わせたものとし、その映像の圧縮手順及び送出手順については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

2 映像信号のうちPESパケットによるものの符号化は、別表第二十六号に示す最大フレーム周波数、画面の横と縦の比並びに映像の輝度信号及び色差信号の画素数のとおり行うものとする。

3 第四条第一項の規定は、第二十四条の二に規定するマルチメディア放送には適用しない。

（映像信号）

第二十四条の六 映像信号のうちPESパケットによるものは、輝度信号及び色差信号から成るものとし、別表第六十九号に掲げる方程式によるものとする。

2 映像信号のうちPESパケットによるものの輝度信号及び色差信号の

標本値は、八桁の二進数字によつて量子化を行うものとする。

(準用規定)

第二十四条の七 第十条、第十一条、第十二条第二項、第十三条から第十五条まで、第十七条並びに第二十二條の規定は、第二十四条の二に規定するマルチメディア放送について準用する。この場合において、第二十一条第二項及び第三項中「セグメント番号0」とあるのは、「一セグメント形式のOFDMフレーム又は三セグメント形式のOFDMフレームのセグメント番号0」と読み替えるものとする。

第二節 二〇七・五MHz以上二二三MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うテレビジョン放送及びマルチメディア放送のうちセグメント連結伝送方式によるもの

(適用の範囲)

第二十五条 この節の規定は、二〇七・五MHz以上二二三MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものに限る。第三十三条において同じ。）を用いて行うテレビジョン放送及びマルチメディア放送のうちセグメント連結伝送方式によるものに適用があるものとする。

第二十六条 (略)

(多重化)

第一節 二〇七・五MHz以上二二三MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送のうちセグメント連結伝送方式によるもの

(適用の範囲)

第二十五条 この節の規定は、二〇七・五MHz以上二二三MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送（移動受信用地上基幹放送に限る。以下この章において「マルチメディア放送」という。）のうちセグメント連結伝送方式によるもの（以下「セグメント連結伝送放送」という。）に適用があるものとする。

第二十六条 (略)

(多重化)

第二十七条 符号化信号は、第三条第一項に規定されるもののほか次の各号により伝送するものとする。

一 (略)

二 符号化信号は、任意の長さでグループ化し、その構成は、IPパケット等によるものとする。

三・四 (略)

2～4 (略)

(搬送波の変調等)

第二十八条 搬送波を変調する信号は、それぞれ次の各号に定めるシンボルから成る十三個のOFDMセグメント(以下この節、別表第九号、別表第十号、別表第十四号、別表第十五号、別表第二十四号及び別表第二十五号において「十三セグメント形式のOFDMフレーム」という。)又は一セグメント形式のOFDMフレームと十三セグメント形式のOFDMフレームを連結したもの(以下この節及び別表第二十五号において「連結したOFDMフレーム」という。)を逆高速フーリエ変換し、別表第五号に示すガードインターバルの付加を行った信号とし、別表第二十四号に掲げる方程式によるものとする。

一～五 (略)

2～4 (略)

第二十九条 (略)

第二十七条 符号化信号は、第三条第一項に規定されるもののほか次の各号により伝送するものとする。

一 (略)

二 符号化信号は、任意の長さでグループ化し、その構成は、別表第二十二号に示すIPパケット又はIPパケットを圧縮したもの(以下「IPパケット等」という。)によるものとする。

三・四 (略)

2～4 (略)

(搬送波の変調等)

第二十八条 搬送波を変調する信号は、それぞれ次の各号に定めるシンボルから成る十三個のOFDMセグメント(以下この節、別表第十五号、別表第二十四号及び別表第二十五号において「十三セグメント形式のOFDMフレーム」という。)又は一セグメント形式のOFDMフレームと十三セグメント形式のOFDMフレームを連結したもの(以下この節及び別表第二十五号において「連結したOFDMフレーム」という。)を逆高速フーリエ変換し、別表第五号に示すガードインターバルの付加を行った信号とし、別表第二十四号に掲げる方程式によるものとする。

一～五 (略)

2～4 (略)

第二十九条 (略)

(適用除外)

第三十条 第四条第二項の規定は、第二十五条に規定するテレビジョン放送及びマルチメディア放送には適用しない。

第三十一条 削除

(準用規定)

(映像信号の符号化)

第三十条 映像信号のうちPESパケットによるものの符号化は、画面内予測符号化方式、動き補償予測符号化方式、整数変換方式及びエントロピー符号化方式を組み合わせたものとし、その映像の圧縮手順及び送出手順については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

2| 映像信号のうちPESパケットによるものの符号化は、別表第二十六号に示す最大フレーム周波数、画面の横と縦の比並びに映像の輝度信号及び色差信号の画素数のとおり行うものとする。

3| 第四条第一項の規定はセグメント連結伝送放送には適用しない。

(映像信号等)

第三十一条 映像信号のうちPESパケットによるものは、輝度信号及び色差信号から成るものとし、別表第六十九号に掲げる方程式によるものとする。

2| 映像信号のうちPESパケットによるものの輝度信号及び色差信号の標本値は、八桁の二進数字によつて量子化を行うものとする。

(準用規定)

第三十二条 第十一条第二項、第六項及び第七項、第十二条第二項、第十三条から第十五条まで、第十七条、第二十二條、第二十四條の五第一項及び第二項並びに第二十四條の六の規定は、第二十五条に規定するテレビジョン放送及びマルチメディア放送について準用する。この場合において、第二十二條第二項及び第三項中「セグメント番号0」とあるのは、「セグメント形式のOFDMフレーム又は十三セグメント形式のOFDMフレームのセグメント番号0」と読み替えるものとする。

第三節 二〇七・五MHz以上二二二MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局の行うテレビジョン放送及びマルチメディア放送のうち選択帯域伝送方式によるもの

(適用の範囲)

第三十三条 この節の規定は、二〇七・五MHz以上二二二MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うテレビジョン放送及びマルチメディア放送のうち選択帯域伝送方式によるもの（以下「選択帯域伝送放送」という。）に適用があるものとする。

第三十四条〜第四十七条 (略)

(準用規定)

第四十八条 第十一条第六項、第二十四條の五第一項及び第二項並びに第二十四條の六は、選択帯域伝送放送について準用する。この場合において、第二十四條の五第一項及び第二項並びに第二十四條の六中「PESパケット」とあるのは、「同期パケット」と読み替えるものとする。

第三十二条 第十一条第二項、第六項及び第七項、第十二条第二項、第十三条から第十五条まで、第十七条並びに第二十二條の規定は、セグメント連結伝送放送について準用する。この場合において、第二十二條第二項及び第三項中「セグメント番号0」とあるのは、「セグメント形式のOFDMフレーム又は十三セグメント形式のOFDMフレームのセグメント番号0」と読み替えるものとする。

第二節 二〇七・五MHz以上二二二MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局の行うマルチメディア放送のうち選択帯域伝送方式によるもの

(適用の範囲)

第三十三条 この節の規定は、二〇七・五MHz以上二二二MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送のうち選択帯域伝送方式によるもの（以下「選択帯域伝送放送」という。）に適用があるものとする。

第三十四条〜第四十七条 (略)

(準用規定)

第四十八条 第十一条第六項、第三十条第一項及び第二項並びに第三十一条は、選択帯域伝送放送について準用する。この場合において、第三十条第一項及び第二項並びに第三十一条中「PESパケット」とあるのは、「同期パケット」と読み替えるものとする。

第四十九条～第六十五条 (略)

(準用規定)

第六十六条 第十七条、第二十四条の五第一項及び第五十一条の規定は、高度広帯域伝送デジタル放送について準用する。

第六十七条～第八十条 (略)

(映像信号の符号化)

第八十一条 映像信号のうちPESパケットによるものの符号化は、第四条に規定するもののほか、第二十四条の五第一項の規定を準用するものとする。

第八十二条～第八十三条 (略)

第八十四条 第十七条、第二十四条の五第一項及び第五十一条並びに第五十八条から第六十五条までの規定は、高度広帯域伝送デジタル放送について準用する。

第八十五条 (略)

第四十九条～第六十五条 (略)

(準用規定)

第六十六条 第十七条、第三十条第一項及び第五十一条の規定は、高度広帯域伝送デジタル放送について準用する。

第六十七条～第八十条 (略)

(映像信号の符号化)

第八十一条 映像信号のうちPESパケットによるものの符号化は、第四条に規定するもののほか、第三十条第一項の規定を準用するものとする。

第八十二条～第八十三条 (略)

第八十四条 第十七条、第三十条第一項及び第五十一条並びに第五十八条から第六十五条までの規定は、高度広帯域伝送デジタル放送について準用する。

第八十五条 (略)

別表第一号～別表第四号 (略)

別表第五号 ガードインターバルの付加 (第11条第1項、第20条第1項及び第28条第1項関係)

(略表)

注 有効シンボルは、別表第六号、別表第十六号又は別表第二十四号に示す有効シンボル期間長に対応する出力データとする。

別表第六号～別表第八号 (略)

別表第九号 搬送波を変調する信号の通信速度 (第11条第7項関係)
搬送波を変調する信号の通信速度 B は、次式に示すとおりとする。

$$B=C/T_s$$

T_s : 別表第六号、別表第十六号又は別表第二十四号に示すシンボル期間長

C : 以下に示す伝送主シンボル、TMCCシンボル、SPシンボル、CPシンボル若しくはACシンボルに対応するキャリア数又はそれらの総数
(略表)

伝送主シンボルが差動変調によるOFDMセグメント数 : n_d

伝送主シンボルが同期変調によるOFDMセグメント数 : n_s

$(n_d+n_s=N)$ ただし、 N は、1セグメント形式のOFDMフレームの場合は1、3セグメント形式のOFDMフレームの場合は3、13セグメント形式のOFDMフレーム及び第20条に規定するOFDMフレームの場合は13とする。

別表第一号～別表第四号 (略)

別表第五号 ガードインターバルの付加 (第11条第1項、第20条第1項及び第28条第1項関係)

(略表)

注 有効シンボルは、別表第六号又は別表第十六号に示す有効シンボル期間長に対応する出力データとする。

別表第六号～別表第八号 (略)

別表第九号 搬送波を変調する信号の通信速度 (第11条第7項関係)
搬送波を変調する信号の通信速度 B は、次式に示すとおりとする。

$$B=C/T_s$$

T_s : 別表第六号又は別表第十六号に示すシンボル期間長

C : 以下に示す伝送主シンボル、TMCCシンボル、SPシンボル、CPシンボル若しくはACシンボルに対応するキャリア数又はそれらの総数
(略表)

伝送主シンボルが差動変調によるOFDMセグメント数 : n_d

伝送主シンボルが同期変調によるOFDMセグメント数 : n_s

$(n_d+n_s=N)$ ただし、 N は地上基幹放送局を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送については、1セグメント形式のOFDMフレームの場合は1、3セグメント形式のOFDMフレームの場合は3とし、地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送については13、セグメント連結伝送放送に

別表第十号 データセグメントの送出手順 (第12条第2項関係)

(略図)

別記1 (略)

別記2 階層合成

キャリア変調マッピング後に各階層のシンボルを合成し、速度変換を行った上で、データセグメントを送出する。

(略図)

注1 (略)

2 1セグメント形式のOFDMフレームの場合は $N_{s1}=1$ 、 $N_{s2}=0$ 及び $N_{s3}=0$ 、3セグメント形式のOFDMフレームの場合は $N_{s1}=1$ 、 $N_{s2}=2$ 及び $N_{s3}=0$ 、13セグメント形式のOFDMフレーム及び第20条に規定するOFDMフレームの場合は $N_{s1}+N_{s2}+N_{s3}=13$ とする。

別表第十一号～別表第十三号 (略)

別表第十四号 SPシンボル及びCPシンボルの構成(第14条第1項関係)

SP信号及びCP信号用の11次の電力拡散信号($x^{11}+x^9+1$)は、下図に示す発生器により、全てのレジスタについて1を初期値としてセットし、OFDMフレームの全キャリアの左端から右端まで、キャリア番号ごとに順次連続して発生させるものとし、出力ビット W_i に対し2相位相変調のためのキャリア変調マッピングを行うこととする。

(略図)

注1 各レジスタの初期値は、以下のとおりとする。

については、1セグメント形式のOFDMフレームの場合は1、13セグメント形式のOFDMフレームの場合は13とする。

別表第十号 データセグメントの送出手順 (第12条第2項関係)

(略図)

別記1 (略)

別記2 階層合成

キャリア変調マッピング後に各階層のシンボルを合成し、速度変換を行った上で、データセグメントを送出する。

(略図)

注1 (略)

2 地上基幹放送局を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送については、1セグメント形式のOFDMフレームの場合は $N_{s1}=1$ 、 $N_{s2}=0$ 及び $N_{s3}=0$ 、3セグメント形式のOFDMフレームの場合は $N_{s1}=1$ 、 $N_{s2}=2$ 及び $N_{s3}=0$ とし、地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送については $N_{s1}+N_{s2}+N_{s3}=13$ 、セグメント連結伝送放送については、1セグメント形式のOFDMフレームの場合は $N_{s1}=1$ 、 $N_{s2}=0$ 及び $N_{s3}=0$ 、13セグメント形式のOFDMフレームの場合は $N_{s1}+N_{s2}+N_{s3}=13$ とする。

別表第十一号～別表第十三号 (略)

別表第十四号 SPシンボル及びCPシンボルの構成(第14条第1項関係)

SP信号及びCP信号用の11次の電力拡散信号($x^{11}+x^9+1$)は、下図に示す発生器により、全てのレジスタについて1を初期値としてセットし、OFDMフレームの全キャリアの左端から右端まで、キャリア番号ごとに順次連続して発生させるものとし、出力ビット W_i に対し2相位相変調のためのキャリア変調マッピングを行うこととする。

(略図)

注1 各レジスタの初期値は、以下のとおりとする。

(1) 1セグメント形式のOFDMフレーム及び3セグメント形式のOFDMフレームによるもの
(略表)

(2) 13セグメント形式のOFDMフレーム及び第20条に規定するOFDMフレームによるもの

(略表)

2・3 (略)

別表第十五号 伝送主信号の構成及び送出手順等 (第15条第1項関係)

1 1多重フレームに含まれるTSパケット数

(略表)

注 1セグメント形式は1セグメント形式のOFDMフレームによるものを、3セグメント形式は3セグメント形式のOFDMフレームによるものを、13セグメント形式は13セグメント形式のOFDMフレーム及び第20条に規定するOFDMフレームによるものを表す。

2 伝送主信号の構成及び送出手順

(略図)

注1 (略)

2 階層に区分する場合には、キャリア変調マッピングの形式及び誤り訂正内符号の符号化率の組み合わせに応じて、TSパケットの同期バイトの次のバイトから次のTSパケットの同期バイトまでの204バイト単位で階層に分割する。ただし、最大階層数は1セグメント形式のOFDMフレームについては1、3セグメン

(1) 地上基幹放送局を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送及びセグメント連結伝送放送であって1セグメント形式のOFDMフレームによるもの
(略表)

(2) 地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送及びセグメント連結伝送放送であって13セグメント形式のOFDMフレームによるもの

(略表)

2・3 (略)

別表第十五号 伝送主信号の構成及び送出手順等 (第15条第1項関係)

1 1多重フレームに含まれるTSパケット数

(略表)

注 1セグメント形式は地上基幹放送局を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送又はセグメント連結伝送放送であって1セグメント形式のOFDMフレームによるものを、3セグメント形式は地上基幹放送局を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送であって3セグメント形式のOFDMフレームによるものを、13セグメント形式は地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送又はセグメント連結伝送放送であって13セグメント形式のOFDMフレームによるものを表す。

2 伝送主信号の構成及び送出手順

(略図)

注1 (略)

2 階層に区分する場合には、キャリア変調マッピングの形式及び誤り訂正内符号の符号化率の組み合わせに応じて、TSパケットの同期バイトの次のバイトから次のTSパケットの同期バイトまでの204バイト単位で階層に分割する。ただし、最大階層数は地上基幹放送局を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送又は

ト形式のOFDMフレームについては2とし、13セグメント形式のOFDMフレーム及び第20条に規定するOFDMフレームについては3とする。

3～5 (略)
別記1・2 (略)

別表第十六号～別表第二十一号 (略)

別表第二十二号 IPパケットの構成 (第24条の3第1項第2号関係)
1・2 (略)

別表第二十三号 ULEパケットの構成 (第24条の3第1項第3号及び第27条第1項第3号関係)
(略図)

別表第二十四号・別表第二十五号 (略)

別表第二十六号 映像信号の符号化パラメータ (第24条の5第2項関係)
(略表)

別表第二十七号～別表第六十八号 (略)

別表第六十九号 輝度信号及び色差信号の方程式 (第24条の6第1項及び

セグメント連結伝送放送における、1セグメント形式のOFDMフレームについては1、地上基幹放送局を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送における3セグメント形式のOFDMフレームについては2とし、地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送又はセグメント連結伝送放送における13セグメント形式のOFDMフレームについては3とする。

3～5 (略)
別記1・2 (略)

別表第十六号～別表第二十一号 (略)

別表第二十二号 IPパケットの構成 (第27条第1項第2号関係)
1・2 (略)

別表第二十三号 ULEパケットの構成 (第27条第1項第3号関係)
(略図)

別表第二十四号・別表第二十五号 (略)

別表第二十六号 映像信号の符号化パラメータ (第30条第2項関係)
(略表)

別表第二十七号～別表第六十八号 (略)

別表第六十九号 輝度信号及び色差信号の方程式 (第31条第1項及び第63

第63条第1項關係)
式 (略)

別表第七十号 (略)

条第1項關係)
式 (略)

別表第七十号 (略)